

藤井新著 平岩俊司・鐸木昌之・坂井隆・磯崎敦仁編 『北朝鮮の法秩序 その成立と変容』

小石川ユニット, 2014 年

本書は、特殊な経緯で上梓されたものである。著者である藤井新氏は、2004 年 1 月 27 日に外交官（直前まで外務省北東アジア課長）として活躍中に亡くなった。藤井氏の没後 10 年を契機に、著者とともに朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮とする）研究を行ってきた 4 人の同僚たちが、著者の遺稿を集め、解題を行いつつ編纂したのが本書である。第 1 章は未発表稿であるが、第 2 章～第 6 章は既存の雑誌論文を集めたものである。

本書の構成は次のようになっている。

- 第 1 章 北朝鮮の国際法——独自の解釈と運用
- 第 2 章 朝鮮半島と国際連合
——南北朝鮮の国連加盟問題
- 第 3 章 北朝鮮における「遵法」の問題
——「社会主義法務生活」を中心に
- 第 4 章 1948 年の北朝鮮契約法
- 第 5 章 法制度および統治機構の形成
- 第 6 章 計画経済の基礎——初期北朝鮮における経済に関する法の制定過程

第 1 章「北朝鮮の国際法」は、キム・ヨン Chol、ソ・ウォン Chol 著『現代国際法研究』（平壤：科学百科事典総合出版社、1998）（以下、『研究』と略する）を手がかりとして、北朝鮮の国際法に対する姿勢と考え方を西欧型国際法および旧ソ連を中心とする社会主義国や中国等の非同盟諸国をはじめとする新興勢力国の国際法に対するそれらとの対比で考察している。

本章の北朝鮮の国際法に関する考察は、国際法の基礎理論、国際法の基本原則と国家主権、国際法の主体、客体、武力紛争と国際法に分けて行わ

れており、この中で北朝鮮の国際法認識は、主権尊重原則を強調し、絶対免除主義の立場をとっていることを明らかにし、国際法の主体に関しては、独立闘争を行っている民族についても国際法の主体と認定する旧ソ連の国際法と同じ立場をとっている反面、国際機関については国際法の権利を行使し、義務を履行するための物質的担保がないことを根拠に、その国際法上の主体性を否定しており、旧ソ連の国際法と比較しても「相当程度際だった理論である」としている。

また、北朝鮮の国際法の特徴のうち、『研究』が主体思想が国際法の中の具体的な各規範および条項が正当であるか否かを判断する基準になるとし、「自主」という主体思想の中で重要な位置を占める概念が説明の鍵となっていることを明らかにしている。最後に、『研究』が韓国を国際法の主体として認めていないことを指摘し、「このような立場からすれば、韓国と北朝鮮との関係は、国際法が規律する対象ではないことになる」と分析している。そしてこの見解は、『研究』が、南北朝鮮の統一問題は民族内部の問題であり、「誰も干渉する権利がない」と記述していることを明らかにし、議論を補強している。

本章の考察は、1998 年に北朝鮮で出版された教科書的な出版物を手がかりに、北朝鮮の国際法理解を試みたものである。著者は現役の外交官として、北朝鮮が国際法をどのように理解し、政策に反映しようとしているのかに大きな関心があったと思われる。したがって、一般的な国際法の理解にとどまらず、南北関係に関する北朝鮮の国際法の認識についてもその関心は及んでいる。

第 2 章「朝鮮半島と国際連合」は、朝鮮半島間

題と国連の関係について、特に南北朝鮮の国連加盟問題について焦点を合わせて分析した研究である。本章の内容は、雑誌論文として1989年に発表されたが、南北の両政権にとって政権の正統性と直結する国連加盟問題は、南北関係を分析するにあたって重要であることを指摘するとともに、韓国の国連加盟への積極的な姿勢から、国連加盟問題が重要な問題となり得る可能性とあり得る展開について分析している。果たして、その後の展開はここで指摘されている通りとなった。

第3章「北朝鮮における『遵法』の問題」は、ソ連法における「社会主義的合法性」が北朝鮮で「社会主義遵法性」として導入され、それが「社会主義法務生活」に変容していった過程を追いながら、「社会主義法務生活」の理念、施策および体制について明らかにすることを目的としている。

北朝鮮における遵法の問題は、北朝鮮で権力と法の関係がどのようにとらえられているのかをはかる試金石である。近代立憲主義では、憲法は恣意的な権力行使を抑制することがその機能とされているが、ソ連をはじめとする「革命」を行った社会主義国家においては、既存の権力から革命勢力が権力を奪取することが重要であり、一旦握った権力を抑制するのはブルジョア的であり、反革命である、と考えられがちであった。しかし、それでもソ連では法によって指導的幹部の恣意的な権力行使を抑制することが必要であると考えられていたのであるが、北朝鮮ではそのような考え自体が受け入れられがたかったようである。

これについて著者は冒頭、先行研究から北朝鮮における「社会主義遵法性」がソ連法における「社会主義的合法性」と同じものであることを押さえた上で、旧ソ連における「社会主義合法性」の展開について、特に合法性と合目的性との関係についての先行研究の整理を行っている。そして、北朝鮮における「『社会主義遵法性』は、北朝鮮法が『首領』と『党』の道具であり、『首領』および『党』自身を拘束する原理にはなっていない」と指摘している。これは現在の朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法第11条の規定にも通底する考え方であり、著者の指摘は正確である。

また、著者はソ連における「社会主義的合法性」

をめぐる議論が終わったあとに北朝鮮において「社会主義遵法性」が導入されたものであるにもかかわらず、「過去において『遵法性』をめぐる争いが北朝鮮に内部にも存在したことをうかがわせるふしがあることである」「シム・ヒョンイルが言うところの『反党反革命分子』は、『遵法性』を党をも制約する原理としてとらえたものである」と指摘しているが、これは北朝鮮においても権力を法で抑制しようとする動きがあったことを示す、極めて重要な指摘である。

次に「社会主義法務生活」の理念について、特に金正日「社会主義法務生活を強化することについて」（以下、金正日論文とする）の分析を通じて、「指導的活動家が特に名宛人とされておらず、『勤労人民大衆』一般が名宛人となっている」「当初の指導的活動家の規制という目的から、人民の統治という目的に移行したことを如実に物語っている」と分析している。このことは、北朝鮮法の理解の上で非常に重要な論点である。指導的活動家の恣意的な活動をどう防いでいくのかという問題が、なぜ一般国民の法遵守へと変化していったのかを描き出すことは、北朝鮮法の理論上の特徴を解き明かす上で欠かすことができないと評者は考える。

最後に、「社会主義法務生活」のための施策と体制であるが、金正日論文から、施策として法規範および規定の完成と「革命的遵法気風」の確立、「法務生活指導体系」の樹立を挙げているとし、法規範および規定の完成は、立法技術について注目しているとしている。体制については、既存の機関以外に、「社会主義法務生活」のために作られた担い手のうち、法務解説員と「社会主義法務生活指導委員会」についての解説があり、後者の重要な任務が「人民大衆一般というよりもむしろ『一定の職位で国家的な権限を有している活動家』」であるということを明らかにしている。そして、「社会主義法務生活指導委員会」の役割のひとつとして「法的には犯罪を構成せず、処罰対象とならない行為に対し、刑罰以外の制裁を加える点にある」と指摘している。そして、それを「われわれのいう罪刑法定主義とはそぐわない部分が出てこざるを得ない」と評価している。これは、

刑事罰を受けると本人の政治的生命が危うくなるシステムの中で、「行政罰」という形で軽微な問題を処理するやり方である。評者のように普段から北朝鮮や中国の法律専門家と付き合いの中で、彼らの口から、特に社会主義の過渡的特徴に関連した問題で、罪刑法定主義とは異なる発想が当たり前のように出てくることに慣れたものからすれば、ごく普通の結論に感じられるのだが、公開資料の吟味から、一度も北朝鮮の法学者と直接接したことのない著者が、このような北朝鮮社会の一面を描き出したことは、極めて真っ当に北朝鮮法の研究を行えば、より多くの側面において北朝鮮社会の内在的論理を知ることができるということを示している。

党イコール首領である北朝鮮において、最高指導者の権力を抑制する（本来憲法の役割はまさに権力の恣意的行使の制限であるのだが）極めて危険な思想につながりかねない。評者はこれが北朝鮮を「社会主義遵法性」よりも大衆運動的性格を持つ「社会主義法務生活」へと向かわせた重要な理由であり、北朝鮮が未だに憲法で朝鮮労働党の指導を強調し、政権党に憲法と法律を遵守させる条項を持たせ得ない重要な理由ではないかと考えている。その点で、本章の提起した問題はまだ評者自身もしっかりと解明できていない問題である。また、本章の記述においては、同じシム・ヒョンイル文献を使った大内憲昭氏（関東学院大学）の先行研究を強く意識したものとなっていることを指摘しておきたい。というのは、本書の記述の多くが、日本国内の先行研究に乏しいものであるからである。著者は研究者として、大内氏の論考に敬意を払いつつ、これを乗り越えようとした。大内氏のスタイルが法学者として、北朝鮮に内在する論理を解明することに重点を置いているとすれば、著者のスタイルは北朝鮮の権力構造の解明という点に主眼を置いている。これは著者が日朝交渉や六者会合を実際に担当する外交官であったという点と、本書の編者として名を連ねている方々（政治研究者）との勉強会において、そのような方向性を身につけたからであると考えられる。

ここまでが現代の問題について書かれたもので、

これ以降は、米軍が朝鮮戦争当時に鹵獲した1940年代～朝鮮戦争までの時期に北朝鮮で公布されたさまざまな法令や決定の史料をもとに、北朝鮮がどのように成立し、運営されていったのかを解析するものとなっている。これは膨大な数の一次資料を整理して、そこから北朝鮮の国家建設初期の様相を明らかにしようとするものである。

第4章「1948年の北朝鮮契約法」は、朝鮮民主主義人民共和国建国前の1948年2月29日に北朝鮮人民委員会により制定された「国家経済機関、国営企業所および共理団体総合間の契約制度と決済制度確立に関する決定書」およびこれに付随して制定された「北朝鮮経済制度細則」、「北朝鮮人民委員会契約仲裁院規定」「決済計算書代金収替規定」を総体として1948年の北朝鮮契約法（以下、「契約法」とする）と考え、北朝鮮の民事法の初期の形を明らかにすることを目的としている。

第5章「法制度および統治機構の形成」は、米軍鹵獲史料の他、ソ連の史料も利用して、まず1945年11月19日に行政の統一的執行のために組織された「行政10局」のうち、特に司法局による法制定、裁判制度の創設、次に1946年2月に発足した「北朝鮮臨時人民委員会」の組織と制定された法令、そこでの日本法の地位、司法制度および組織、土地改革法令の制定、刑事法（刑事訴訟法および刑法）の制定、社会・経済に関する諸法令、地方人民委員会制度の整備と人民会議設立の準備、人民会議と人民委員会の成立（臨時人民委員会の廃止）とその組織および権限ならびにそこでの裁判制度について総合的な分析を行っている。

これらの分析は、参考となる先行研究がほとんど皆無なまま、第一次史料の解析を中心として行われており、まずは北朝鮮においてどのように統治機構が形成されていったのかを押さえた上で、そこにおける法のありようを描こうと努力している。日本の敗戦後、朝鮮半島北部において、どのように植民地からの「自立」が行われていったのかについて、詳細に整理がなされており、資料的価値も高い。

それまで適用されていた日本法がどのように克服されていったかについて「1945年11月16日

の司法局布告第2号により自らの法令を制定するまでの間、基本的に日本法を使っていくことを選択してから後、司法局の勢力は、行政10局時代および臨時人民委員会時代の初期を通じ、もっぱら自分たちの裁判所制度および訴訟制度を作り上げること、すなわち裁判の脱日本化に費やされた」とし、その完成を「1946年6月20日付けの『北朝鮮の検察所、予審および保安機関の刑事審理に関する法令』であり、同年7月9日の臨時人民委員会決定第31号『北朝鮮臨時人民委員会司法局、裁判所、検察所の構成と職務に関する基本原則中改正の件』で、同基本原則第20条にあった日本法の『施行』を『参考』に切り替えることにより、日本法の適用問題に関し一応の決着をつけた」と分析している。これはそれまで特段の根拠なく北朝鮮において日本法が克服されたとする通説を覆したものであり、北朝鮮法の実証研究として高い評価に値する。

第6章「計画経済の基礎」は、1945年8月の解放から1948年9月の朝鮮民主主義人民共和国成立までの間の経済に関する法令を概観し、植民地経済の克服を目指し、人民民主主義体制をとり、最終的には社会主義計画経済を指向していた北朝鮮の計画経済の基礎がどのように形成されていったのかを解放直後、土地改革、国有化と個人所有の保護、商業、「糧政」のはじまりと展開、予定数字の作成、1947年の財政改革、通貨および物価の統制、計画契約の9つの分野に分けて明らかにしようとしている。そして、これらの動きの中で重要なのは1947年の予定数字の採択、すなわち経済計画の発表であったとしている。

1945年8月まで資本主義国である日本の植民地であった朝鮮半島で、46年8月に「重要産業国有化法令」が公布され、鉱山、鉄道、大規模な商業施設など、これまで主に日本人が所有していた主要な産業施設が無償で没収され、国有化された。この時点で国有となっていたのは鉱工業が主で、農業や商業では民営部門が大半を占めていた（社会主義化改造が急速に進んだのは、朝鮮戦争後の「戦後復興」の時期であった）ことを指摘しつつ、社会主義計画経済の萌芽が現れたことを重視している。この結論も重要であるが、評者が関

心を持ったのは、関連の資料を深く読み込むことにより、臨場感ある同時期の北朝鮮経済の姿を描き出している点である。

「あとがき」にある論文の初出を見ると、第1章の「北朝鮮の国際法」が未発表であるほかは、その多くが1980年代の後半から90年代の中盤までに発表されている。その意味で、本書における研究の多くが執筆時点から時間が経過したものになっている。ではなぜ、今になってこのような書籍が世に出たのだろうか。

「編者まえがき」（鐸木昌之氏担当）には、この本が編まれたきっかけ、すなわち著者が法の研究を志向したのは、著者に鐸木氏が北朝鮮の法律を客観的に研究することがないことを話したことだったようである。著者が北朝鮮法研究を志すきっかけとなった会話は「それまでの北朝鮮研究は、北朝鮮が言うとおりに祖述するか、イデオロギー的に非難するしかなかった。とうてい学術研究ではなかったのである」という認識により支えられていた。そして鐸木氏は「いまだにこえを超えるものは、出ていない」と「編者まえがき」を結んでいる。

したがって本書は、著者の没後10年が経過した2014年においても、日本における北朝鮮法の研究レベルが「いかに低いか」という認識によって支えられている。本書の刊行は、単に著者と一緒に研究した仲間が、没後10年を記念して「博士論文」代わりに出版した、という類いのものではなく、日本の北朝鮮法研究のレベルの低さを「告発」するものなのである。

私事ではあるが、評者は1995年に修士課程に入り、北朝鮮法の研究を開始し、2001年に博士課程を修了した。著者が北朝鮮法の研究を進めた時期は、評者の研究者の卵としての時期とほぼぴったりと重なる。評者はその当時の北朝鮮の外資導入に関連した経済関係法を主な研究対象としていたため、著者の論考は第5章の「北朝鮮における法制度および統治機構の形成」以外は読むことがなく、また当時はそれを「法制史」に分類したため、著者に連絡を取ることもなく、結果的に一度もお目にかかることがなかった。本来なら、同時代に北朝鮮法研究に取り組んだ者として、学

会等で議論を繰り広げるべきであったところ、その機会を得ることができなかった。これは北朝鮮研究において、北朝鮮を「外部」から見る研究者と「内部」から見る研究者の交流が必ずしも十分に行われていないことを意味している。どちらも日本で活動する研究者なのに、論争が行われないで来たことは、日本の学問研究の発展からしても大変不幸なことであった。

本書の刊行は、日本の北朝鮮法研究の「進捗の遅さ」を「告発」するとともに、北朝鮮に対する

態度はどうであるにせよ、日本で北朝鮮研究を行う研究者の間に、北朝鮮に対する立ち位置の違いから「分断」があり、交流し、論戦を闘わせるべきであった研究者同士がすれ違っていたという事実をも明らかにした。そのすれ違いの当事者である評者が、本書の書評を『現代韓国朝鮮研究』に寄稿しているのは、あまりにも遅かったが何かの縁で著者と評者が結ばれたのだと思いたい。

(三村光弘 環日本海経済研究所)